

みょうとうめい
田辺製薬契約研究員、苗 登明さんの過労死裁判を支援する会 会則

- (名称) 本会は、田辺製薬契約研究員、苗 登明さんの過労死裁判を支援する会といたします。
- (目的) 本会の目的は、田辺製薬契約研究員、苗 登明さんの死亡を労災（過労死）と認定させること、会社の安全配慮義務違反を認めさせる裁判に勝利することです。
- (活動) 本会は、前項の目的達成のために、高裁宛署名、ホームページの設置、集会・宣伝活動、会員の拡大など広く世論に訴える活動と関係機関への働きかけの活動を行います。
- (運営) 本会は、活動を進めるため次の役員を置きます。会長、副会長（若干名）、事務局長、幹事（若干名）。また、日常業務を進めるために事務局を置きます。各役員は総会で選出します。
- (総会) 本会の総会は、原則として年1回開催し、活動方針・役員選出・財政報告を行います。
- (財政) 本会の経費は、個人会員（1口年1,000円）、団体会員（1口年2,000円）、カンパ・事業収入等とします。会計年度は6月19日～翌年6月30日までとします。
- (所在地) 本会の事務局は、大阪過労死を考える家族の会 大阪市阿倍野区旭町1-2-7
あべのメディックス2階202 あべの総合法律事務所内に置きます。

領 収 書

2009年 月 日

様 　　¥ 　　　　　　　円
但し 「支援する会」会費（個人・団体） 口分として上記の金額を領収しました。

みょうとうめい
田辺製薬契約研究員、苗 登明さんの過労死裁判を支援する会
入 会 申 込 書

2009年 月 日

氏名
住所（ニュース送付先）
電話
メールアドレス
年会費 個人会費 1口1,000円 ()口 円
団体会費 1口2,000円 ()口 円